

✧ 自立訓練(生活訓練)の利用について ✧

- 生活訓練は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの1つです。
- 障害者手帳の有無にかかわらず医療機関で高次脳機能障害の診断を受けており、お住まいの市町から障害福祉サービスの支給決定を受けている方が対象になります。
- 利用の対象年齢は、おおむね18歳から65歳未満の方になります。
- サービス利用料の自己負担があります(利用料のおおよそ1割程度)。
- 医療のリハビリと併用して利用することが可能です。

✧ 生活訓練利用開始までの流れ ✧

- 1  **事業所の見学**(事前にお電話ください) 医療機関での高次脳機能障害の検査記録等をお持ちの方はご持参ください。
- 2  **お住まいの市町の窓口で障害福祉サービス受給の申請**
- 3  **サービス等利用計画案の作成**
- 4  **お住まいの市町より障害福祉サービスの支給決定**
- 5  **面接を行い、訓練計画を作成**
- 6  **利用契約の締結、利用開始へ**

佐賀県立地域生活リハビリセンター

Saga Prefectural Rehabilitation Center for Independent Living

〒840-0804 佐賀市神野東2丁目6番10号佐賀県北館1F

TEL:0952-97-7402 FAX:0952-30-0911

 **受付時間** 8:30~17:15(土・日・祝日休み)

 **アクセス方法**

電車・バスでお越しの方……JR佐賀駅北口から350m

◎ 詳しくはホームページをご覧ください

佐賀県立地域生活リハビリセンター



高次脳機能障害がある方の就労や地域生活を応援します。

高次脳機能障害 がある方へ



～生活訓練～

佐賀県立地域生活リハビリセンター

Saga Prefectural Rehabilitation Center for Independent Living



お問い合わせ

 **0952-97-7402**

自立訓練(生活訓練)事業所

自立訓練プログラムの見学・相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

R7.4

自立訓練(生活訓練)を通して、ご自身の障害について理解を深め、
代償手段を獲得・活用できるよう訓練を行います。

- ❖ 利用対象は高次脳機能障害があり、就労等を希望される方となります。
- ❖ 訓練期間は最長2年間です。
- ❖ 訓練・評価は、作業療法士を中心とした専門のスタッフ(理学療法士・看護師・生活支援員)が行います。
- ❖ 訓練形態は、グループ訓練を基本としたプログラム選択制です。

各個人で
基礎訓練を
行います。

月 火 水 金

❖ 個別訓練 ❖

個別の症状に合わせた基礎トレーニングを通して、疲れにくい脳と体をつくります。
また、生活上の問題に合わせた応用トレーニングを行います。



部品組立て



事務課題



ピッキング作業
(依頼された品物をそろえます)

月 火 水

❖ グループ訓練 ❖

同じ障害がある仲間との訓練を通して、自分の症状について理解し、対処法を考えるプログラムです。
仕事に必要な能力(体力、コミュニケーション、手順の組み立て、効率良い作業、メモの活用、集中力の持続など)をメンバーとともに鍛えます。



2分間スピーチ



模擬会社を通しての訓練



スポーツ

❖ 週間プログラム

	月	火	水	木	金
10~12時	個別訓練	グループ訓練	個別訓練		個別訓練
14~16時	グループ訓練	個別訓練	グループ訓練		地域活動 (個別訓練)

講演や
趣味の教室で
みつけよう。

金

❖ 地域活動 ❖

趣味活動を見つけるお手伝いや、
就労に関する講演やマナー講座を行います。



陶芸



パソコン・タブレットの活用



絵手紙